

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金

募集要領

【申請期間：令和5年5月25日（木）～令和5年10月31日（火）】

※申請期間を10月31日まで延長しています

姫路市では、エネルギー価格高騰により厳しい経営状況にある中小企業者等を支援するため、省エネ設備への更新を行うことで、エネルギーコストの負担軽減を図るとともに、カーボンニュートラルへの取り組みを推進する中小企業者等を応援します。

「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金」は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補助金です。

1 対象者

下記「(1) 申請要件」をすべて満たし、「(2) 対象外事業者」のいずれにも該当しない者とします。（以下「市内中小企業等」という。）

(1) 申請要件

申請される場合は、以下のいずれの要件にも該当していることが必要です。

要件1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主並びに中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する中小企業団体であること

要件2 市内に本社（個人事業主にあつては主たる事業所、中小企業団体にあつては主たる事務所）を置いていること

※上記申請要件を満たしていない者の申請書類については、受付できませんので、後日返却します。

＜中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主＞

業種	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下

④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は常時使用する従業員の数が50人以下
⑤ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は常時使用する従業員の数が300人以下

< 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する中小企業団体 >

種 類		
⑥ 事業協同組合	⑨ 協同組合連合会	⑫ 商工組合
⑦ 事業協同小組合	⑩ 企業組合	⑬ 商工組合連合会
⑧ 信用協同組合	⑪ 協業組合	

(2) 対象外事業者

以下に該当する者は対象外となります。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る接客業務受託事業を営む者
- ・ 中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合
- ・ 本市市税に滞納がある者又は確定申告が未申告である者
- ・ 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- ・ 令和5年度内に、既に姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金に係る申請を行っている者
- ・ 本市が指定する「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金登録業者名簿」に掲載されている者
- ・ 過去において同一と認められる事業内容により、市、国等の他の補助金の交付を受けたことがある者
- ・ その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと本市が判断する者

2 対象事業

市内中小企業等が、事業の用に供する、本市の指定する省エネ性能の高い機器及び設備へ**更新する事業**とします。**新規購入、新設機器は対象外**です。

省エネ法による**トップランナー制度**（P 1 8 参照）等に基づき、下記品目ごとに定める**省エネ基準目標年度における省エネ基準以上の品目が対象**（P 3 参照）です。

必ず事前に小売事業者表示制度による統一省エネラベル（P 1 8 参照）や省エネ型製品情報サイト（P 1 8 参照）、メーカーカタログを確認するか、登録事業者に問い合わせるなどして、導入機器が対象となるか確認してくだ

さい。

<対象品目>

品目区分		省エネ基準	省エネ基準目標年度
LED照明	—	省エネ基準達成率 100%以上	照明器具：2020 年度 電球：2027 年度
エアコン	家庭用	多段階評価点 ☆3.0 以上	壁掛形：2027 年度 壁掛形以外、マルチタイプ：2029 年度
	業務用	省エネ基準達成率 100%以上	2015 年度
冷凍・冷蔵庫	家庭用	多段階評価点 ☆3.0 以上	2021 年度
	業務用	省エネ基準達成率 100%以上	ショーケース以外：2016 年度 ショーケース：2020 年度
電気温水機器 (暖房機能付き含む)	家庭用	多段階評価点 ☆3.0 以上 (暖房機能付きは省エネ基準達成率 104%以上)	2025 年度
	事業用	・加熱能力 20KW以下 年間加熱効率 4.0 以上 ・加熱能力 20KW超 年間加熱効率 3.5 以上	—
ガス・石油温水機器 (暖房機能付き含む)	家庭用	多段階評価点 ☆3.0 以上 (暖房機能付きは省エネ基準達成率 104%以上)	2025 年度
	事業用	給湯熱効率(定格) 94%以上	—
ハイブリッド温水機器	—	電気温水機器及びガス・石油温水機器の両方の基準を満たすこと	—

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、「2 対象事業」における機器本体の費用(税抜き)で、登録事業者から納品し、支払を行ったことが確認できるものとなります。

なお、機器及び設備の更新(購入)に際しては、原則として本市が指定す

る市内に事業所のある事業者（登録制）からのものに限ります。取引される際には、事前に姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金を活用する旨を説明し、登録事業者であることを確認してください。

自宅兼事務所に設置し自宅と共用している場合など、専ら事業の用に供する場合以外は対象となりません。

<登録事業者>

- ① 本市の指定する登録事業者は、本市ホームページ内の「姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金のご案内」（P 17参照）で確認することができます。
- ② 市内事業者から機器及び設備を調達される場合は、必ず取引先事業者が姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金業者登録名簿に登録していることが必要です。未登録事業者から調達する場合は、補助金申請と同時に登録することが可能です。未登録の場合は、調達先に登録を依頼してください。
- ③ 市内事業者から調達できない場合のみ、理由書（様式第4号）を提出し、本市が交付可否決定した際に、市外事業者から調達することが可能となります。
- ④ 「姫路市以外の事業者の方が安く購入できる」、「姫路市以外の事業者の方がサービスがよい」、「これまで取引のある業者としか取引できない」などは、理由となりません。
- ⑤ 姫路市の指定する事業者であっても、代表者が同じ事業者間での取引については、補助対象経費とはなりません。

4 対象外経費

以下の経費は補助の対象外となります。

- ① 機器及び設備に係るオプション品、別売りの付属品、設置工事費、撤去費、調整費、設定費、修理費、保証料、保守料
- ② 機器及び設備の仕入れに関する経費
- ③ 利用料、リース料
- ④ 申請者以外に提供又は貸与する機器の更新費用
- ⑤ 中古品（一度使用されたもの若しくは使用のために取引されたものの使用されていない物品又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。）への更新費用
- ⑥ 振込手数料
- ⑦ 交付申請、報告に係る申請代行費、証明発行手数料及び郵送費等

- ⑧ キャンセル等による損失補てん費
- ⑨ 取引等に係る消費税及び地方消費税相当額
- ⑩ 支払時に、支払金に換算可能なポイント等を取得した場合のポイント等相当額
- ⑪ 値引き額
- ⑫ その他市長が当該補助金の対象として不適切と認める経費

5 支払方法

支払方法は、次ページのいずれかの方法に限ります。

振込手数料は対象外経費のため、登録事業者が負担した場合は、値引き相当として取り扱いますので、見積時によく確認してください。

いずれの支払方法でも、支払者名、支払相手方、支払金額、支払日が確認できることが必要です。

クレジットカードによる支払については、決済日（クレジットカード利用日）と引き落とし日（口座から利用代金が引き落とされる日）に差が生じます。決済を行ったにもかかわらず事業完了期限までに引き落としが行われな
い場合は、補助対象とすることができません。そのため、本補助金の支払方法としては、振込日と入金日に日数差が生じにくい口座振込又はインターネットバンキングを推奨しています。

<支払方法>

支払方法	提出書類	備考
口座振込 (銀行窓口)	振込依頼書の写し(金融機関領収印のあるもの)	振込依頼人は、法人は法人名、個人事業主は代表者名が記載されていること
口座振込 (ATM)	ご利用明細書の写し	振込依頼人は、法人は法人名、個人事業主は代表者名が記載されていること
インターネット バンキング	<ul style="list-style-type: none"> ・利用明細の写し ・口座通帳の写し(表紙・口座から引き落とされたことが分かる該当箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・振込相手方が費用の支払先である登録事業者に限る ・利用明細の写しに、支払相手方が表示されない場合は、領収書が必要 ・補助申請者・登録事業者ともに、口座名義は、法人の場合は法人名、個人事業主の場合は代表者名が記載されていること
クレジットカード カード払	<ul style="list-style-type: none"> ・カード会社発行の利用明細書の写し(WEB明細書の表示画面を印刷したものでも可) ・口座通帳の写し(表紙・口座から引き落とされたことが分かる該当箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>口座からの引き落とし日が令和6年1月31日以前であること(引き落とし日が令和6年2月1日以降であるものは補助対象外*となります。)</u> ・当該申請者(法人は法人名、個人事業主は代表者名)名義によるものであること ・1回払いに限る

※事業完了(対象機器を調達し使用できる状態にしたうえで、調達先に対して費用の支払が完了(資金の移動が完了))期限が、令和6年1月31日までとしているため、引き落とし日が令和6年2月1日以降であるものは補助対象外となります。

- ・現金、商品券、金券による支払、手形や小切手の振出しによる支払、販売業者や決済事業者が実施するポイント又は電子マネーでの支払は認めませ

ん。

- ・ 申請者以外の者による支払は認めません。 法人の場合は当該法人名、個人事業主は代表者名での支払のみが認められます。個人事業主の場合に屋号のみ、家族名、専従者名の支払いは認めません。
- ・ 他の取引との相殺（売掛金と買掛金の相殺等）、割賦、掛け払いによる支払は認めません。
- ・ 交付決定前の支払は補助対象外とします。
- ・ 交付決定後、納品前に代金を先払いされた場合は補助対象ですが、事前に登録事業者にご確認の上、取引願います。

6 補助金額

(1) 補助率

補助対象経費（税抜価格）の2分の1（1,000円未満は切捨て）

(2) 補助金の上限額

従業員数による補助金の上限額は以下のとおりです。

- ・ 従業員1人の場合 10万円
- ・ 従業員2人の場合 20万円
- 以下、従業員1人増えるごとに10万円を上限額に加算
- ・ 従業員20人以上の場合 200万円

<従業員について>

① 従業員とは、申請日時点の以下の者をいいます。

ア 会社・団体の代表者又は個人事業主

イ 会社・団体の常勤役員

週20時間以上勤務の者に限る。

ウ 個人事業主の事業専従者（家族従業員）

直近の確定申告書の「事業専従者の氏名等」に記載されている者に限る。

エ 正社員・正規職員、その他の常用雇用者

雇用保険被保険者に限る。

② 会社・団体の代表者、常勤役員、個人事業主又は事業専従者については、他の申請事業者の従業員と兼任、ダブルワークをされている場合、重複して従業員数に含めて申請することはできません。

③ 会社・団体の代表者又は個人事業主については、下記の内容を確認するため、健康保険証の提出が必要です（ただし、会社・団体の代表者又

は個人事業主を従業員として数えない場合は提出不要です。)

- ア 個人事業主として行う事業を、他団体の雇用のもとで行っていない
(他団体に属して事業を行っている場合、個人事業主とは認められないため、申請を承認できません。)
 - イ 法人の代表者が、申請者と異なる他団体の社会保険に属していない
(他団体に属する場合、上記「従業員」の数に含めることはできません。)
- ④ 雇用保険被保険者でない会社・団体の常勤役員については、当該会社・団体での常勤を確認するため、週20時間以上の勤務実態が分かるものとして、勤怠管理表(直近月)の写しの提出が必要です。
 - ⑤ 法人代表者の親族で、常勤の役員でない者、雇用保険に加入していない者は、従業員とはなりません。

(3) 留意事項

- ① 申請は1事業者につき1件限りです。ただし、1件で「2 対象事業」に記載のある複数の品目を2個以上同時に申請することは可能です(複数の品目を申請しても、補助金上限額は増えません。)
- ② 同じ事業に対して、県等の公共団体の補助金等を併用する場合は、補助対象経費から他の補助金を除いた額を補助対象経費とし、その2分の1が本補助金の上限となります。本補助金申請前に本補助金との併用が可能か、事前の確認が必要です。
- ③ 補助金の交付(支払)は、事業終了後、完了報告により補助金額が確定した後となります。

7 スケジュール

(1) 申請期間

令和5年5月25日(木)から令和5年10月31日(火)まで

※上記期間中の消印有効。

※補助金申請額が予算額に達した場合、消印日が達した日に該当する申請を対象に抽選(後述)を行います。

※令和5年5月24日以前の消印のものは受け付けません。

(2) 交付決定

受付の順番に従い審査し、交付決定を行います。

※交付決定には、2か月程度かかる場合があります。

※補助金交付決定日以降に実施した事業に関する経費のみ、補助金の対象

となります。

(3) 完了報告

令和6年1月31日（水）まで(消印有効)

※期限までに完了報告を行わない場合は、補助金を交付できません。

(4) 申請から保管期間満了までの流れ

1 交付申請 ※提出書類はP10参照

(申請受付期間：令和5年5月25日（木）～令和5年10月31日（火）)

↓

① 審査・交付可否決定書発送（交付申請の約2か月後）

↓

2 事業着手

(交付可否決定日以降に着手※してください。)

※着手とは、交付決定により認められた対象機器の発注（購入の意思表示）をいいます。

↓

3 事業完了報告 ※提出書類はP15参照

(締め切り：令和6年1月31日（水）)

↓

① 完了審査・補助金確定通知書発送（完了報告提出の約1か月後）

↓

4 交付請求 ※提出書類はP16参照

(補助金確定通知書受取後、通知日より10日以内に提出してください。)

↓

① 口座振込による補助金の交付（請求書提出の約1か月後）



5 補助対象購入品の使用、又は保管 ※詳細はP16参照
(保管期限：令和11年3月末日)

8 申請手続

(1) 申請方法

原則、レターパックライト又はレターパックプラスで申請書類を提出してください。（送料は、申請者でご負担願います。）

※消印日（発送日）がわかる方法で提出してください。（料金後納郵便など事務局が消印日（発送日）を把握できないものは避けてください。）

消印日（発送日）が不明なものについては、事務局が受け取った日を消印日（発送日）として取り扱います。

※申請書類を記入する際は、フリクションボールペン、鉛筆、修正液、修正テープを使用しないでください。

※持ち込みによる申請書類の提出は受け付けていません。

(2) 提出書類

下記①～⑥は、本市のホームページ（URLはP13参照）からダウンロードしてください。

- ① チェックリスト
- ② 補助金等交付申請書【様式第1号】
- ③ 事業計画書【様式第2号】
- ④ 経費明細書【様式第3号】
- ⑤ 理由書【様式第4号】（姫路市指定以外の事業者から調達する場合のみ）
- ⑥ 誓約書【様式第5号】
- ⑦ 添付書類

ア	法人の代表者、個人事業主の健康保険証の写し（6-2)の補助金上限額に係る従業員数に含める場合のみ必須)
イ	法人の登記事項証明書の写し（本社の市内所在地、法人設立日及び役員名を確認できるもので、申請前6か月以内に発行されたものに限る。）

	<p>※登記情報提供サービスによりインターネットで取得した登記情報を印刷したものでも可</p>
ウ	<p>直近の確定申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合・・・法人税確定申告書の別表一 ・ 個人事業主の場合・・・(B)第一表と収支内訳書（青色申告決算書）の写し <p>※税務署受付印が押されていること。e-Taxの受信通知から確定申告書を印刷した受付日時が印刷されているものでも可</p> <p>※事業専従者を従業員数に含めない場合は、収支内訳書（青色申告決算書）は提出不要</p> <p>※事業開始後1年以内の事業者については、法人は税務署への法人設立届出書、個人事業主は開業届でも可</p>
エ	<p>姫路市税滞納無証明書<姫路市に納税義務のある業者>（3か月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>※姫路市役所税務部窓口等で発行する証明書（窓口で「滞納無証明書」を取得したい旨お伝えください。）</p>
オ	<p>個人事業主で主たる事業所が申請者の住所と異なる場合は、主たる事業所の所在地を証するもの（賃貸借契約書の写しなど、確定申告書に記載済みの場合は不要）</p>
カ	<p>従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し及び勤怠管理表の写し（直近月分の写し）</p> <p>※上記6-(2)の補助金上限額に係る従業員数に含める従業員分のみで可</p> <p>※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を、ハローワークが発行する事業所別被保険者台帳（令和5年4月20日以降発行）で代用する場合は、勤怠管理表の提出は不要</p>
キ	<p>雇用保険被保険者でない会社・団体の常勤役員を、6-(2)に記載する補助金上限額に係る従業員数に含める場合には、勤怠管理表（直近月）の写し</p>
ク	<p>販売業者が発行した見積書の写し（内訳に一式は不可。調達する機器本体、型番、付属品、設置費用及び撤去費用等ごとに数量及び金額を記載したもの）</p> <p>※宛名が申請者であること。</p>
ケ	<p>二酸化炭素削減量計算のため、申請する品目がエアコン（家庭</p>

	用)、冷蔵・冷凍庫(家庭用)の場合は、環境省の省エネ製品買換ナビゲーションサイト「しんきゅうさん」(P18参照)にてシミュレートした買換え効果のくわしく比較結果画面を印刷したもの。 ※かんたん比較ではありません。スマートフォンではくわしく比較は表示されませんのでパソコンよりアクセスしてください。
コ	省エネ基準を満たしていることがわかるカタログ、メーカーHP、省エネ型製品情報サイトなどの該当部分のコピー
サ	本事業で更新する旧機器全ての写真(機器ごとに、更新前の機器の設置位置が分かる写真と機器のモデルが判別できる程度の拡大写真の2種類) ※エアコンは室外機も必要
シ	併用する国又は県等の公共団体の補助金等に係る申請書類、交付決定書等の写し(同事業について姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金以外にも補助金を受ける場合)

<提出先>

(宛先) 〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所産業振興課
省エネ設備導入支援補助金事務局 宛

※提出された書類は返却いたしませんので、必ずご自身で写しをとっておいてください。

※到着の確認は、日本郵便(株)の郵便追跡サービスをご利用ください。

<関係様式ダウンロードURL>

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000023925.html>



(3) 審査・交付決定

提出書類の審査が完了したのから順に結果を通知します（補助金交付可否決定書【様式第6号】を送付します）。交付決定には、2か月程度かかる場合があります。交付決定は申込順と前後する場合があります。

※最終的な補助金の交付額を保証するものではありません。

※補助金交付可否決定書に記載された額が完了報告後に交付する額の上限となります。

※交付決定後に事業を着手してください。（交付決定日は補助金交付可否決定書で確認してください。）

(4) 抽選について

上記7-(1)の申請期間終了までに、補助金申請額の総額が予算額4億8千万円に達した場合、消印日が達した日に該当する申請を対象に抽選を行います。抽選から漏れた申請及び消印日が達した日の翌日以降に到着した申請は、受付対象外として、申請書類一式を後日返却いたします。

なお、予算額を超えない場合は、抽選は行わず、すべての申請分を審査します。

9 事業実施の手続

(1) 事業の実施・完了

補助対象者は、交付決定日以降に事業を開始して、令和6年1月31日（水）までに事業を完了して、完了報告（後述）を行ってください。

※「事業開始（着手）」とは、交付決定により認められた対象機器の発注（購入の意思表示）をいいます。補助金交付可否決定書の到着を確認し

てから事業を開始してください。

※「事業完了」とは、事業計画書【様式第2号】に記載した事業にかかる対象機器を調達し使用できる状態にしたうえで、調達先に対して費用の支払が完了（資金の移動が完了）していることをいいます。

(2) 事業の変更又は廃止（中止）

以下のいずれかに該当する場合は速やかに変更又は廃止（中止）の手続きを行ってください。

なお、事業の変更は完了報告後には出来ません。変更の申請も、原則、郵送での受付となります。宛先は、申請の場合と同じです。

- ① 当該交付の決定にかかる事業を中止する場合
- ② 補助事業の遂行が困難となった場合
- ③ 国又は県等の公共団体の補助金等に増額が生じた場合
- ④ 調達する品目や数量の変更など、当初計画と異なる場合
- ⑤ 事業承継により申請者が変更となる場合（申請者が法人の場合で、単に代表者が変更となった場合は、登記事項証明書の提出は必要ですが、変更申請書の提出は不要です。）

※当初に申請した品目、数量に変更がなく、単に経費が増加・減少した場合や調達先業者を変更した場合は、変更の手続きは不要です。

※当初に申請した品目が廃版となり、代わりにメーカー、性能及び仕様のいずれもが同じ後継品を購入する場合は、変更の手続きは不要です。

※経費が増加した場合でも交付決定通知書に記載のある額が受給できる補助金の上限です。

※事業内容の変更は承認されない場合があります。ご注意ください。

<提出書類>

下記①～②は、姫路市のホームページ（URLはP13参照）からダウンロードしてください。

- ① 補助事業計画変更・廃止（中止）申請書【様式第7号】
- ② 変更経費明細書【様式第8号】（廃止（中止）の場合は不要）

※提出は原則、郵送（普通郵便で可）で受け付けます。

※計画内容を大きく変更する場合は、事業計画書【様式第2号】を再提出していただく場合があります。

10 事業完了後の手続

(1) 完了報告

下記必要書類に記入して、提出してください。原則、郵送（普通郵便で可。ただし、事故等により事務局が提出を確認できない場合は、提出されたものとは認められませんので、ご注意ください。）での報告となります。宛先は、申請の場合と同じです。

<提出書類>

下記①～③は、姫路市のホームページ（URLはP13参照）からダウンロードしてください。

- ① チェックリスト
- ② 補助事業実績報告書（兼補助事業完了届）【様式第10号】
- ③ 経費明細書（完了後）【様式第11号】
- ④ 補助対象経費に係る支出の証明書類（「5 経費の支払い方法」P6参照）
- ⑤ 補助対象経費の証明書類（請求明細書等の写し）
- ⑥ 国又は県等の公共団体の補助金等の額（確定額）の分かる資料（同じ事業について申請した場合のみ）
- ⑦ 本事業で更新した新機器全ての写真（機器ごとに、更新後の機器の設置位置が分かる写真と機器のモデルが判別できる程度の拡大写真の2種類。エアコンは室外機も必要）

※提出された書類は返却いたしませんので、必ずご自身で写しをとっておいてください。

※提出は原則、郵送（普通郵便で可）で受け付けます。

(2) 完了報告に当たっての注意事項

- ・完了報告時までに申請要件（上記1-(1)）のいずれかに該当しなくなった場合には、交付決定を取り消す場合があります。
- ・事業完了とは、事業計画書【様式2号】に記載した事業にかかる補助対象を調達設置し、使用できる状態にしたうえで、相手方事業者に対して費用の支払が完了（資金の移動が完了）していることを言います。
- ・完了報告時には必ず経費の内訳が分かるように明細書等を提出してください。

(3) 補助金の請求・交付

完了報告の審査完了後、補助金確定通知書【様式第12号】を送付しま

す。補助金確定通知書を受領後、通知日から10日以内に補助金等交付請求書（兼振込口座指定書）【様式第13号】を提出してください。提出後、約1カ月以内に指定口座に振り込みます。振込日の指定はできません。また、振込を行った連絡はいたしません。請求書の提出は、原則、郵送（普通郵便で可）で受け付けます。

<提出書類>

下記②は、本市のホームページ（URLはP13参照）からダウンロードしてください。

- ① チェックリスト
 - ② 補助金等交付請求書（兼振込口座指定書）【様式第13号】
 - ③ 補助金確定通知書の写し
 - ④ 振込口座の名義と口座番号が分かる通帳見開きページの写し等
- ※振込先の口座名義は申請者と同じであること。

1.1 その他

(1) 注意事項

① 補助金の返還請求

補助金支払後に補助要件に該当しないことが判明した場合、偽りその他不正の手段により補助金を受領したことが判明した場合、又は下記の注意事項に反する行為が判明した場合は、交付決定の取消し、既に交付した補助金の一部又は全額の返還を請求することになります。

② 帳簿の備付け（関係書類の保存）

事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間（総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府/郵政省/自治省/令6号）第8条に規定する処分の制限の期間が5年間よりも長期の場合にあっては当該期間）、帳簿など補助事業に係る全ての関係書類の原本を保存する義務があります。

③ 財産の処分の制限

事業者は、この補助事業により取得した財産を取得した年度の翌年度から5年間（総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府/郵政省/自治省/令6号）第8条に規定する処分の制限の期間が5年間よりも長期の場合にあっては当該期間）は廃棄したり、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはいけません。

④ 職員による調査

補助事業の実施状況、収支関係書類その他について、事前の連絡な

く、立入調査を行い、報告を求めることがあります。

⑤ 補助金の確定額の異議について

補助金の確定額の異議については、原則として受け付けません。

⑥ 取材協力について

当補助金を活用した事業として、姫路市から取材をお願いした場合には必ずご協力願います。

⑦ 仕入控除について

補助対象経費について消費税に係る仕入控除が関係する場合は、別途事務局に相談してください。

(2) 個人情報・法人情報の利用

以下のことをご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・申請内容の審査、補助金の交付など本補助金の事務を処理するために必要な範囲のほか、今後本市が実施する施策において参考とする範囲で、本市が申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、国や兵庫県、地方公共団体など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・本補助金の財源を負担する国に対しても、申請情報を提供します。
- ・警察署、税務署などの公的機関からの依頼、その他法令に基づく依頼を受けた場合、本事業において姫路市が保有する情報を提供することがあります。

<お問い合わせ>

姫路市中小企業等省エネ設備導入支援補助金事務局（産業振興課内）

午前9時から午後5時（土日祝日を除く平日のみ）

電話番号：079 - 221 - 2622

ホームページ（補助金のご案内）URL：

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000023655.html>

<参考サイト>

- トップランナー制度について
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/
- 統一省エネラベルについて
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/touitsu_shoenelabel/
- 省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>
- 省エネ製品買換ナビゲーションサイト「しんきゅうさん」について
<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>